

# 第19回西和賀町議会定例会

令和4年6月16日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は、2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順4番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 皆さん、おはようございます。6月定例会4番目、2日目のトップバッターで質問いたします、淀川豊でございます。

内記町政がスタートして半年が過ぎました。地域では、本格的な田植もほぼ終わり、今年もいよいよ梅雨の時期となったところであります。この間地域では、コロナの感染拡大、あるいは燃料等の高騰などの物価高騰などにより、日常生活に大きな影響が出始めている状況ではない

かなというふうに思われます。議会としても、地域の状況に応じて適切に、迅速に対応できるような、そんな心構えを持って活動してまいりたいというふうに思っております。

また、庁舎の改修を無事終了し、本格的な工事後の庁舎の運用が始まります。個人的には、多くの予算をかければ老朽化施設も見違えるほどよくなるものだなというふうに改めて思っている次第であります。令和4年度も本格的にスタートしております。気分をリフレッシュして、一般質問に臨みたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

私からの一般質問は、第2次総合計画、第2期総合戦略、公営住宅の整備全般についての3点についてであります。地域における公営住宅の整備、住環境の整備ということが大きなテーマとなっております。3月定例会の予算審査においても、住宅整備の予算等が審査をされました。公営住宅の必要性と整備については、私も十分理解をしておりますが、各種公営住宅の整備については、個別案件的な対応では今後かなり非効率になる部分、あるいは無駄が生じるのではないかなという思いから質問をするものでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

それでは、早速質問に入りたいと思います。初めに、第2次総合計画についてであります。第2次総合計画の前期基本計画の住みよい生活領域、住みよい環境と安全な暮らしのまちにおいて、基本施策として、安心して暮らせる住環境の推進の中で、住環境の整備を具体施策として掲げておりますが、特にも公営住宅の整備についてということで、現在の公営住宅の状況に

ついて伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの公営住宅の状況についてのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 建設課長。

建設課長 おはようございます。公営住宅の状況についてお答えいたします。

いわゆる公営住宅の中には、低所得者向けの住宅供給を目的とする公営住宅法という法律に基づき整備された住宅と、中堅所得者向けの住宅供給を目的とする特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき整備された住宅のほか、本町の若者定住促進住宅のように、これらの法律に基づかない、その自治体が独自に整備した住宅の、大きく分ければ法律に基づくものとそうではないものとに分類され、これらを総称して公営住宅と呼んでいるわけでございます。

これらのうち、本町における公営住宅法に基づく住宅は7団地45棟で全59戸、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅、以降特公賃と呼びますが、こちらが2団地8棟で全16戸、そして法律に基づかない若者定住促進住宅が1団地3棟で全12戸あり、これらを合わせると全部で87戸分の住宅が整備されている状況でございます。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。私からは、教員住宅の状況についてお答えいたします。

学務課では、教員住宅の6棟で11戸、そして上野々地区にあります旧教員住宅1棟で2戸を管理しております。ここ二、三年ですが、教員住宅の利用度は高く、11戸全てに小中学校の教員が入居している状況にあります。また、旧教員住宅2戸については、企業への新規就職者支援として貸出しをしておりますが、こちらも全て入居している状況にあります。

以上です。

議長 病院事務長。

病院事務長 おはようございます。私からは、医師住宅についてお答えいたします。

病院周辺に4棟あります。全て木造2階建てでございます。うち3棟が家族棟、1棟が単身棟となっております。また、旧病院の周辺にも4棟ございます。こちらも全て木造2階建てです。そのうち1棟は、2戸住居できる住宅となっております。それらを合計しますと、8棟9戸の住宅を整備してございます。

しかしながら、そのうち昭和52年に建設の太田医師住宅2号という住宅になりますが、現在使用できない状況になってございます。残りの7棟8戸のうち、7戸を使用しているという状況で、空きが1戸という状況になってございます。

以上でございます。

議長 淀川豊君。

10番 ありがとうございます。町営住宅あるいは教員住宅、医師住宅ということでご説明をいただきました。現在の公営住宅の状況の現状認識ということで質問したわけですが、では現在の公営住宅の整備状況、特に戸数についてはどのように捉えているのか。足りないということなのか、古い建物もあるかというふうに思いますが、新設で建て替えも必要だというふうに考えているのか、その点についてお聞きできればというふうに思います。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げた公営住宅のうち、公営住宅法による住宅と特公賃に関しましては、入居に当たり所得等の制限がありまして、希望すれば誰でも入居できるわけではないため、単純に需要と供給のバランスでもって整備されている住宅戸数が適正なのかどうかという判断は難しいわけでありまして、空室数、空き部屋の数の状況などからして、これらの住宅に

関しましては、少なくとも現状の戸数から増やしていく必要性は低いものと考えているところでございます。

一方で、若者定住促進住宅、以降若者住宅と呼びますが、こちらについてはここ数年来、町内の一部企業、事業所が積極的に社員、従業員の新規採用を行っておりまして、これらの方々は町外出身者も多く、就職に当たって住宅が必要となることから、こうした方面からの需要が少しずつ増えてきている状況でございます。実際若者住宅のほうは、空きが出て入居者の募集を行うとすぐに応募者が現れまして、埋まってしまう状況にありますので、こちらにつきましましては、現状の戸数としては不足しているという認識でいるところでございます。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 私からは、教員住宅の整備状況についてお答えいたします。

現状の教員住宅は、年数が経過している住宅も多いですが、随時補修等を行いながら管理をしてきております。児童生徒数の減少により、若干ではありますが、教職員数も減少してきておりますけれども、町外の先生方が多く、通勤距離面から教員住宅を希望する方、また校長、副校長の管理職においては、非常時等の対応もありますので、教員住宅に入居している状況にあります。

現状としては、入居希望者は多い状況ですが、この11戸内で通勤距離等による優先度を考慮し、入居者を調整させていただき、現状の戸数での運用で対応できているものと捉えております。

議長 病院事務長。

病院事務長 私からは、医師住宅等についてお答えいたします。

医師住宅の戸数については、今年度新たに建設する住宅と、あと既存の住宅等の運用により対応できると見込んでおります。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 各住宅における現状の戸数、そういったことのご説明をいただきましたが、これから公営住宅整備の議論においては、非常に重要な土台の部分となる現状認識であるというふうに思います。

では、具体的に質問をしていきたいというふうに思いますが、具体的施策ごとの取組方向では、単身女性が住みよい環境の住宅整備をうたっていますが、その基本的な考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

単身女性用住宅の整備につきましては、西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらは平成27年10月に策定しております、及び第2次西和賀町総合計画、平成30年3月策定のほうで定めております。

住民移動の分析結果からも、20代から40代女性の町外への流出が最も多く、少子化、人口減少につながる大きな要因であると捉えていることから、独身女性などの定着、定住を図るための住環境の整備として取組を進めることとしたものでございます。

議長 淀川豊君。

10番 単身女性が住みよい環境の住宅については、今後単身女性住宅と簡略的に呼ばせていただきますが、今ご答弁がありましたように、第2次総合計画あるいは総合戦略における単身女性住宅の住宅整備ということで計画に取り上げられているということで、その基本的な考え方を今ご答弁いただきました。

単身女性が住みよい環境は、捉え方によって住宅整備も大きく変わっていくのではないかなというふうに思っております。例えば住みよい環境というのがセキュリティ的なことなのか、あるいは機能的なデザインのことなのか、その

両面なのか、詳細について少し掘り下げていき  
たいなというふうに思いますが、これはちょっ  
と関連の質問となりますが、第2次総合計画に  
うたわれている単身女性が住みよい環境の住宅  
とは、どのような住宅というふうに捉えている  
のか、その点についてお伺いしたいというふう  
に思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 単身女性が住みよい住環境と  
いうことでございますけれども、まず第1期の  
総合戦略におきましては、町では女性が住みよ  
いまちづくり推進監という部分で配置いたしま  
して、プロジェクトチームを設置しながら協議  
を進めてきたところでございます。女性の住宅  
について、ワークショップによる検討等も進め  
ながら、アパート形式がよいのか、シェアハウ  
スがよいのかといったようなところでの課題と  
理想等について意見集約を行ったということが  
ございます。

まず、女性の意見からいたしますと、その時  
点では単身用世帯という部分の整備が必要であ  
り、6から8世帯程度が必要であるという意見  
もございました。そして、やはりセキュリティ  
というか、防犯面というところも重要だとい  
うことで、女性の視点からすると、やっぱり女  
性のみということではなく、こだわりもなく男  
性も含めた形で、そういうふうな住宅整備をし  
ていただくほうがよいというような意見がござ  
いました。そのようなことから、総合戦略等  
では女性単身住宅というふうにしておりますけ  
れども、そこにこだわらないところの若者向け  
住宅というようなどころでの考え方で進めてき  
ているものでございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 単身女性が住みよい関係の住宅というこ  
とで今ご答弁いただきましたが、いろいろな議  
論の中で、アパート形式あるいはシェアハウス  
がいいとか、防犯面、そういったところも配慮

されたものがないというような、そういう議論  
があったということでもありますので、セキュリ  
ティ的な面、機能的な面、両面を兼ね備えた、  
そういう捉え方であるのだなというふうに認識  
をしました。

現在住宅整備においては、明確に単身女性住  
宅が整備をされていないという認識をしており  
ますが、そこで先ほども若者住宅に併せて整備  
していくようなお考えも伺いましたが、質問を  
していきたいと思いますが、計画にのっている  
単身女性が住みよい環境の住宅整備の現状の状  
況と今後の展望、こういった形で建設を進めて  
いくおつもりなのか、その点についてお伺いし  
たいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

先ほどの回答と重なる部分もございませうけ  
れども、いずれ単身女性専用の住宅というところ  
で考えてきたものでございますけれども、女性  
視点、目線からのそういうふうな意見を集約す  
ると、女性にとっての安心安全な暮らしという  
のは、やはり特に女性だけにこだわらない、男  
性も一緒に住宅団地の中での生活という部分に  
なっていくものというふうに考えております。

そのようなことから、今現在建設中でござ  
いますけれども、湯本の若者単身者用住宅につ  
きましても、まず男女こだわりなく、そういう  
ふうな安心安全を求めた暮らしというところを  
目指しての建築ということになるかと存じます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 第2次総合計画における単身女性住宅、  
そういう文言で計画は書かれておりますので、  
総合戦略もそうかと思いますが、今課長からの  
話を見ると、様々な議論の中で、特段単身女性  
住宅という位置づけというか、そういったもの  
の状況で整備をするというより、若者住宅の中  
に混ざった形で整備をしていきたいというお考  
えなのだというふうに思いますが、これはやは

り第2次総合計画あるいは総合戦略、重要な計画であります。計画の文言等修正をしていくべきではないかなというふうに思いますが、何を言いたいかという、計画では単身の女性住宅の整備ということをやりたいながら、現実には若者住宅ということで整備をするという、非常に分かりにくいというか、我々議会への予算上の話でも、非常にややこしい話になるのではないかなというふうに思いますが、計画の修正であるとか、そういうことは必要ではないかなというふうに思いますが、その点についてはどういうふうに考えていますか。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、文言的な部分というところでは、やはりそういうふうな分かりづらさというものもありますし、計画の変更というところもあるのかというところは感じるところです。

ただ、女性にとっての単身住宅というか、確かに女性限定というふうなイメージですが、女性にとってはやはりそういうふうなこだわりもなく、女性にとっては男性も対象とした住宅のほうがよいというような部分での捉え方というところがございます。そのようなことから、第2期の総合戦略につきましては、そのところははっきりと明確に、若者単身者用住宅というようなことで記載をさせていただきました。

以上です。

議長　淀川豊君。

10番　現状において、私の一般質問通告においては、総合計画等にも単身の女性住宅の整備ということやうたわれておりますので、構想は構想として、変更点もあるかと思いますが、単身女性住宅の整備をしていくのだという、その計画上で質問を進めていきたいというふうに思いますが、今後の住宅整備の展望についてということや伺ったわけです。

私のイメージでは、若者住宅、これまでも若

者住宅を造ってきているわけですが、やはり単身の女性住宅の求められているものというのは、現在の一般的な公営住宅あるいは若者住宅と少し違った考えの下に整備をされるものではないかなというふうに感じております。もちろん住宅整備にはコストがかかるわけですが、単純に考えてやはり少しおしゃれというか、機能的な、そういった住宅ということで、高コストになるのではないかなというふうに思いますが、単身女性住宅整備に関するコストについては、基本的にどのように捉えているのか。これも関連の質問となりますが、その点についてお答えいただければと思います。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

まず、確かに女性の住みよい単身住宅というようなところからのスタートで、様々な女性からの意見を踏まえながら、建築に反映させていったという部分がございます。

そのような中で、また事業者からもアンケートなども取りながら、やっぱり町に新たに入ってきて仕事をしていくというところからも、夢や希望を持って暮らしていける住宅というようなところ、またそういう、やっぱり女性視点での少しおしゃれな感覚というか、斬新な発想というような部分のところという意見もあったのも事実でございます。そのようなことも反映した中で、今回のデザイナーズルーム的な、そういうふうな整備にもつながっているというところで、コスト的にはやはり普通の一般的な造りよりは高くなっているということにはなるのだろうと考えます。

以上です。

議長　淀川豊君。

10番　詳細に通告しておりませんので、コストについてはこの辺にしますが、役場では受益者にそれ相応の負担をしていただくということの考えの下に、様々な利用料等設定をされて、これまでもやっけてきていることだというふうに基

本はと思いますが、やはり高コストの中で、そういった住宅に入居する方々についても、それ相応の負担をお願いしていかなければならないのかなど個人的には思いますが、今までもそういった当局からの答弁だったというふうに思います。コストについては、また別の機会に行っていきたいと思いますので、質問を進めていきたいと思います。

誤解をされると困りますが、私は単身女性住宅整備に反対をしていることではありません。先ほど来、課長からもご説明がありますが、少子化による人口減少を考えると、重要な施策であると私も重々認識をしておりますし、議会でもこれまで先進地研修においては、公営住宅の整備の考え方、あるいは整備の状況等も研修をしております。

町の最重要計画である第2次総合計画にも盛り込まれている施策であり、今後の地域の持続可能な発展においても重要な考え方で、これから注力していかなければならない、そういった分野ではないかなというふうに思いますが、今課長からも説明がありましたが、その詳細については地域で共通のイメージを持てるぐらいの議論がなされていないと、明確な内容が少ないとか、我々に説明をされていないということかもしれません、そういうところに少し不安を感じてしまいます。担当課では十分理解をされているのかもしれませんが、十分検討され、具体化していく必要性をやはり私は感じております。

予算の関係もあるということかもしれませんが、地域で取り組んでいかなければならない施策については、予算があるからやるとかやらないとかではなくて、地域でやらなければならないことをどうやって、どのようにしてやっていくかという考え方が非常に重要ではないかなというふうに思います。これも関連になりますが、その点について町長、どのように考えますか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

住宅整備に係る基本的な考え方ということでお答えさせていただきたいと思います。人口が減少していく中で、公営住宅の整備の基本的な考え方でありますけれども、法律に基づき整備した公営住宅につきましても、人口減少に対応し、戸数のほうも適宜減らしていくことで、ランニングコスト等を抑えていく必要があると思っております。

一方で、先ほど来答弁をさせていただいております関係からですが、若者を中心とした移住定住対策の一環として、新たな需要に対応するための若者住宅のような公営住宅の整備については、整備手法ややり方等は十分検討する必要がありますけれども、積極的にこれを進めていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 では、次の質問に移りたいというふうに思います。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の基本目標3、人材育成とU・Iターン者の受け入れ環境整備では、移住、定住施策として受け入れ態勢整備ということで、20代から30代転入者をターゲットに若者住宅整備、40代から60代をターゲットに、相続系の皆さんをターゲットに住宅新設をうたっております。

まずは、現在建設中の若者住宅の状況、進捗状況あるいは今後の予定等があれば、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

湯本の若者単身者用住宅建築工事ですが、令和3年8月6日に工事請負契約の締結に関し議決をいただき、工事を進めてまいっております。入札の不調などで、当初の予定よりも着工時期が遅れたことや、資材搬入ですとか基礎と床のコンクリートの強度品質確保に時間を要することなどにより、冬季を挟む形となったことから、

3月議会において繰越しの議決をいただいたところでは、

そこで、工期につきましては令和4年3月25日付の変更契約の締結により、令和4年8月19日まで期間を延長し、現在も鋭意工事を進めているところでございます。引き続き工事関係者との情報共有に努め、工事の品質確保と安全管理の徹底を図り、工期内での完成に向けて努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、工事完成後につきましては、内覧会及び入居者募集を行い、10月入居開始を目指しているところでございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 ただいま建設中の若者住宅の状況について、おおむね順調に進んでいるということだというふうに思いますが、大分冬季間はご苦労されたと思いますが、雪解けとともに急ピッチで工事が進んでいるということではないかなというふうに思いますが、湯本で今建設中の若者住宅は、これまでの若者住宅とはやはりコンセプトや機能が少し違った考え方の下に建設されているというふうに私は思っております。

もちろんこれまでの若者住宅よりも、1戸の建設コストも高くなっており、デザインも大きく違った建物となっていると認識しておりますが、そこで改めて確認のために質問いたしますが、先ほど来単身女性住宅あるいは若者住宅というような議論もありましたが、現在建設中の住宅は若者住宅ということによいのか、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

単身用女性用住宅の整備の部分でも触れましたけれども、女性にこだわらない単身用若者住宅ということで、西和賀町の若者定住促進住宅条例の中に位置づけ、まず低所得の若者層の定住促進を図ることとしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 若者住宅ということ、もちろん条例上で単身の女性住宅という位置づけのものがないので、現状でいけば若者住宅に含まれるということだというふうに思いますが、第2次総合計画、私は個人的には、中身は単身の女性住宅なのだろうなというふうなことで理解をしておりますが、今第2次総合計画の住環境整備を質問してきました。

単身女性住宅でないのかということ、再度ここで確認をしたわけですが、工事の名称は若者住宅で、建て方の考え方は単身の女性住宅という事業の進め方についても、やはり別の文言で区別をされて計画上予定されておりますので、議員として非常に不信感を感じております。実に説明不足というか、安易な進め方ではなかったのかなというふうに強く感じております。

今回は、公営住宅の整備の全体的な在り方についての質問となっておりますので、個別案件についてはその辺にして、冷静に質問を続けてまいりたいというふうに思います。

では、現在の若者住宅についてはどのように捉えているのか、また今後の若者住宅についてはどのように考えているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

既存の若者単身者用住宅は、先ほども説明あったとおりですけれども、湯田地内に3棟12世帯分が整備され、常に満室となっており、空きが出た場合も即応募があるような状況ということでございます。入居者は、主に町内事業所等に勤める若年層であり、居住による定住者の確保面や事業者にとっての安心感ですとか、地域にとっての活力など、大きな成果につながっているものというふうに捉えております。

今後の若者住宅についてですが、今年1月から3月の期間で、西和賀商工会にまずご協力い

ただきながら、住宅整備事業に関するアンケートというものを実施いたしました。回答率は決して高くなく、13%程度にとどまったものではございますが、それとしても住居の必要者数は現時点で13人ほどいるということと、また新たな採用を想定し、必要とする人数というところでは、14人分が必要であるというような回答を得ているものでございまして、住宅需要の高さを改めて感じているところでございます。住居の整備等につきましては、検討の必要性を感じているところでございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 若者住宅についても、その住宅整備に私は反対しているものでもありません。その必要性も十分理解をしておりますし、そういった個人的な現状認識であります。度々今課長さんからもご答弁がございましたが、地域に新たに就職をされる方々の住居不足等の話をお聞きいたします。

多くの皆様が数多のそういったようなお話をお聞きしているのだらうなというふうに思いますが、総合戦略において若者住宅の整備を推進すると計画をされているわけですが、その具体的な規模、戸数等については、長期的なビジョンが全くないというか、私が見落としているのか分かりませんが、そういったことが大きな問題というか、課題ではないかなというふうに思います。

これも関連してお聞きをしたいと思いますが、若者住宅の整備において、先ほど商工会等のアンケート調査をしたということでお話をいただきましたが、現状における住居不足数と、今後最低限必要な住居数についてはどのように捉えているのか、そういう検討はされているのかについてお聞きしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今後の全体的な住居の状況、不足数というよ

うなところにつきましては、私どものところにつきましては、若者住宅というような部分のところで、今回改めて事業者等に調査を行って、状況を判断できたというようなところがございまして。ということからも、全体的な部分としては、私のほうでは、今のところは捉えられていないというところでございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 必要数については、現状捉えていないということでご答弁をいただきましたが、若者住宅の必要数については、それほど簡単に明確な戸数がはじき出せるというものでもない、私もそれは感じておりますが、それも総合戦略等で目指す目標や地域の持続可能な発展を考えれば、やはり人口ビジョン等から目標達成に向けた若者住宅整備の戸数を明確にしていかなければ、その時々で個別案件として対応していかなければならなくなってしまうのではないかなというふうに思います。

既にそういうような状況になっているというふうに私は思っておりますが、そのためにも、もう既に若者の住宅整備における長期ビジョンを議論して、やはり明確にその戸数、目標を打ち出して進んでいかなければならないというふうに感じます。例えば5年で10戸であるとか、10年で15戸であるとか、人口ビジョンと総合戦略を根拠に、具体的な数字の目標が必要ではないかなというふうに思いますし、何よりその議論が非常に重要ではないかなというふうに感じます。町長、その点についてどのように感じているか伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

全体の住宅需要につきましては、建設課長等からお話ししたように足りている部分あるだろうなど。ただ、ここでやはり今後の町の人口を考えた場合に重要になってくるのは、再三お話あります若者を対象とした住宅整備というふう



なことで、私もこれは非常に課題意識を持ちまして、それで先ほどのようなアンケートを実施し、やはり当面の実態的な需要をある程度把握し、その上で、そういう対策を取っていく必要があるなどというふうに考えておりました。

そういう点では、総合戦略と合わせた長期的な計画も必要ですけれども、いろいろお話聞くと、本当に緊急に必要だというような切実な声もお聞きします。そういう部分は、やはりスピード感を持ってやっていくことが必要だろうなというふうに考えております。そういう点で、ちょっと話が膨らんでしまって恐縮ですが、先ほどの女性の方々が住みよい、そういうものに特化したデザイン性、そういうところにこだわるのはどうかなという、個人的には思っております。もう少し幅広に、お店であったりとか、広い範囲の環境を考えていく必要があるだろうなど。ある企業の方にとって、新規採用に当たっては、お店がどうなっているのだとか、そういうようなことで就職を選ぶというようなこともありますので、その辺も併せて考えていかなければならないと思います。

あと、非常に小さいことで恐縮ですが、住んでいた方がちょっと事情があって出ていったという、そこを聞くと虫の問題がありまして、そういう点も、小さいことなのですけれども、大きい問題かなと。その辺も併せながら、考えていきたいというふうに思っております。

議長 淀川豊君。

10番 今町長からご答弁いただきましたが、いろいろな状況があるのだというふうに思います。例えば何戸建てるかということもあれば、どこに建てるかであるとか、そういった将来的なビジョンも必要なのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう議論を活発にしていただければなというふうに思います。

総合戦略では、若者住宅以外にも、40代から60代、相続系をターゲットとした住宅の新設の計画が盛り込まれております。

そこで、40代から60代をターゲットとした住宅新設の状況と、今後の考え方について伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

議員の質問についてですけれども、今の40代から60代の相続系をターゲットにした住宅新設という部分なのですけれども、こちらにつきましては第1期総合戦略の現状等の把握というような部分のところから、40代、60代の相続をされるであろうそういう世代のU・Iターンというような部分で、まず町で受け入れる場合に、町が住宅を整備するというよりも、新たに自身の住宅を新築されるですとか、例えば空き家を活用して住まわれるというような場合に、まず町の補助制度というようなものを準備いたしまして、支援してまいりたいというふうな意味合いの記載になっているものでございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 ありがとうございます。これまで第2次総合計画あるいは第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における住環境の整備について質問をさせていただきました。

これからは、公営住宅の整備全般についてということで伺ってきたいというふうに思いますが、まずは3月定例会でも医師住宅等の整備の予算について、私も質問をさせていただきましたが、併せて先ほど教育委員会のほうからも、課長のほうからもご答弁があったかと思いますが、今後の教員住宅あるいは医師住宅についてはどのように考えているのか、その点、重なる部分があるかと思いますが、お伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 今後の教員住宅の考えについてお答えいたします。

現状としては、既存の6棟11戸の教員住宅を随時補修しながら管理を行い、対応をしま

りたいと考えております。先ほど申し上げましたところですが、通勤距離等を考慮しながら、調整を行いながら、現状の11戸で対応できているものと思っております。

以上です。

議長 病院事務長。

病院事務長 私のほうからは、医師住宅の関係についてお答えいたします。

現在病院の周辺にある住宅4棟は、全て入居しております。空きがない状況となっております。病院のほうでは、5月から北上済生会病院、あとは県立の中部病院、それから研修の先生方が7名、11月まで研修に入る予定でございますが、病院周辺に空きがないことから、旧病院の前の住宅を利用していただくこととしております。

今後につきましては、令和4年度において1棟2戸の住宅建設をすることで進めておりますので、新たに建設する住宅と、あとは医師や医療従事者の確保、また研修医師の居住場所として活用していきたいと考えてございます。さらに、太田医師住宅のほうも計画的に修繕を加えまして、併せて活用していきたいと考えてございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 教員住宅については、最近あまり、我々が学生の頃に比べたら、学校の先生も地域外から通勤される方が多いというようなお話もお伺いします。また、ここ10年来教員住宅の新築の整備はされていないということで私も認識をしておりますが、今課長から、改修あるいはリフォームをしながら11戸で対応していきたいということでご答弁をいただきました。

医師住宅についてであります。ちょっと再度確認をしたいというふうに思いますが、令和4年度の当初予算に計上された医師住宅の整備についてであります。その活用方法は具体的に医師の住宅ということでのよいのか、その点に

ついて改めてお聞きしたいというふうに思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 令和4年度で、当初予算でお願いしております住宅につきましては、本議会でも補正予算等でちょっと審議いただきますけれども、当初県の補助金を予定しておりました。その補助金を活用しますと医師のみの居住という予定でございましたが、補助金の該当から外れてしましまして、その財源については起債等で予定しておりますが、外れたことによって医師以外の医療従事者も居住できるというような状況になろうかと思えます。

議長 淀川豊君。

10番 補助対象に外れた起債で建設をするということの説明をいただきましたが、医師以外にも活用できるというふうなご答弁をいただきましたが、医師だけによって活用される医師住宅ではないということですか。例えば看護師であるとか、技師等も利用することもあるような、医療系全般、さわうち病院に関わる従事者の住宅ということの考え方ですか。その辺ちょっと確認したいと思えます。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えします。

おっしゃるとおり、医師のみではなくて、医療従事者、実際現在医療従事者で入居している者もおりますので、今度新たに建設する住宅についても同様の考えでございます。

議長 淀川豊君。

10番 医師住宅ということで質問をしておりましたが、さわうち病院では多くの看護師等が採用されているわけでありましたが、今後看護師の住宅整備についてはどのように考えているのか、その点について伺いたいと思えます。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

6月1日現在でございますが、当院の看護師の数でございます。正職員、会計年度任用職員

合わせて34名が勤務してございます。そのうち町外から通勤している職員が16名で、このほとんどが近隣に居住しておりまして、通勤時間1時間程度で通勤できているというような状況になってございます。

今後につきましても、看護師に限りませんが、医療従事者の確保が必須でありますので、大学であるとか専門学校への案内や、就職相談会等に参加して情報を発信していく必要があると思っております。そうした場合に、やはり宿舍の問題が大きく影響してきますので、人材の確保も含めまして、先ほどもお話ししましたけれども、新たに建設する住宅と、あとは既存の住宅を有効に活用して対応していきたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 これまで住環境の整備ということで質問をしてまいりました。公営住宅といっても、単身女性住宅あるいは若者住宅、一般の家族向けの住宅あるいは教員住宅、医師住宅あるいは看護師住宅などと、ニーズや種別は多くあるわけでありまして。

そこで、先ほども町長から答弁をいただきましたが、今後人口減少がますます顕著になっていく中、公営住宅の整備についての基本的な考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

人口減少の中にありまして、いかに定住者を確保していくかといったときに、その具体的な施策として非常に重要になるのは、この住宅というふうに捉えております。幸い町内の企業におきまして、積極的に人材募集をし、事業を拡大していきたいというお話伺います。そのときには、町内からの人だけでは足りず、やはり町外からの募集、またはそういう方面に興味を持って積極的にやりたいという方々も非常に多いという感触を、募集活動を通じて得ている

というお話をいただいております。

そうした中で、そういう方々の定住を図る上では、この住宅整備というものを、そういう就職を新たにしたいという方々をターゲットにして整備していくことが非常に重要であるというふうな考えを持っておりますし、先ほどお話ありましたように、どこにどう建てていくか、整備していくかということにつきましては、地域の地区なりの活性化をどうするかにも非常に大きく関わってまいりますので、その辺はいろいろご意見をいただきながら、併せて町の活性化に資するように対策を進めていきたいというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 ご答弁ありがとうございます。今後の公営住宅の基本的な考え方ということでご答弁いただいたわけですが、限られた予算の中で、とめどなく公営住宅を整備するということは、現実的には不可能であるというふうに感じますし、またその認識については多くの方々と共通したものであるというふうに思っております。

また、これまで様々な質問をしてきましたが、実際あとどれくらいの戸数の住宅整備が必要であるのかといった具体的な戸数すら明確になってこないような状況ではないかなというふうに思います。こういった現状が最大の課題、問題であると私は感じます。ですから、先ほど来お話をしておりますが、そういった議論は始めなければならないということを痛切に感じるわけでありまして。

公営住宅の整備には限界があるという現状を踏まえた中で、その戸数という切り口から、整備の方法という切り口で質問をしていきたいというふうに思います。これまでは、行政が公営住宅として住環境の整備を担ってきたわけですが、今後新しい形での住環境整備が必要ではないかというふうに感じますが、その点についてはどのように捉えているのか。民間事業

者の参入促進等について伺いたいというふうに  
思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

行政の仕事におきましては、住民生活全般に  
わたって行政が直接これを実施していくという  
ことが原則でございますけれども、行財政改革  
が常に求められている中にありましては、議員  
からお話ございましたように、民間の力を借  
りていくということも必要であり、住環境の整  
備につきましてもそうであろうなというふうに  
考えているところでございます。

民間の有しております運営のノウハウや活用  
の仕方、あるいは町の財政状況が厳しいという  
中にありましては、非常に有効な手法であり、  
検討の余地が十分にあるというふうに考えてお  
ります。いわゆるPPPとかPFI、民間と一  
緒にやるとか、あるいは民間の資金などを活用  
してやるという手法になってくるものと思いま  
すけれども、ほかの大きい都市部に比べまして、  
どうしても経済規模の小さいような本町におき  
ましては、同じような民間の参入というのは、  
なかなか難しい事情もあるというふうに思いま  
す。そういう点におきましては、その部分を一  
定程度行政が関わって、お互いにいいところを  
出し合ってやっていくというようなことも、検  
討が必要であろうというふうに考えていると  
ころでございます。

議長 淀川豊君。

10番 町長から、やはり民間事業者の参入促進  
はしていかなければならないということでご答  
弁いただいたというふうに思っておりますが、  
例えば集合住宅を民間事業者で建設していただ  
いて、その部屋を一括借上げて公営住宅の代  
替としての検討、そういったような検討は今ま  
でされたことがあるのか、その点について伺  
いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

これまで役場内におきまして、そのような検  
討が具体的に行われたということはないという  
ふう聞いております。先ほど答弁で申し  
上げましたように、一定の行政の関与や工夫の  
一つとして、ただいまご提案があったことにつ  
きまして、具体的検討をしていく必要があろう  
なというふうに思っております。

私自身就任当時から、以前の役場職員時代の  
経験からして、いろいろ建てる部分もそうで  
すし、その後の運営、あるいは何もないうで  
すけれども、住宅は建てて終わり、貸家とい  
うのは建てて終わりではなくて、細かな配慮  
というか、住む方への気配りみたいなものも  
必要になってくると思います。そういうのが  
住みやすさにも通じるなというふうに感じ  
ている部分がありまして、そういう点でや  
はり行政ではどうしても及ばない点もある  
など。

そういうようなのをトータルで考えた場合  
に、何とか民間の方々に、そういうものを  
持ち合わせた方々に建てていただくとか、  
そういうことも十分あり得るのではないかな  
というふうに思っております。そういう業  
界の方々なり、あるいは皆様との意見を交  
換しながら、いかなる方法があるのかな  
ということ、検討していかなければなら  
ないことだということはずっと課題とし  
て持っておりましたので、その辺を進め  
させていただきたいなというふうに考  
えております。

議長 淀川豊君。

10番 ありがとうございます。

地域おこし協力隊の住居についても話題に上  
がるわけでありますが、協力隊の住居費につ  
いては皆さんもご存じのとおり、総務省から  
その経費として手当てをされるものですから、  
例えば民間事業者に2階建ての集合住宅を  
整備していただいて、年限については協議  
が必要かと思いますが、行政が15年全  
室一括借上げ契約で参入促進を図るとい  
うような、そういった方法も考えられる  
のではないかなというふうに思い

ます。町長も今後いろいろ検討していきたいということですが、民間事業者とはいろいろな可能性を探って、協議をしていただければなというふうに思います。

現在地域おこし協力隊の住居については、空き家の活用もされておりますが、空き家を借り上げ改修して、公営住宅整備の代替とすることについては、これも検討されたことがあったのか。また、今後そのような考えはないのか、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

町では、空き家の有効活用と移住、定住を促進するため、空き家バンクへの登録を推進しておりますが、どちらかという売却希望のほうが多く、貸与は少ない傾向にあるというところ。また、借手側につきましても、空き家形態の物件に係る需要というのがそれほど高くないということで、アパート形態を求める声というのが高いというふうに捉えているものでございます。町で借り上げて整備を行ったとした場合に、借手がいない場合の冬期間の維持管理というような部分も大変大きなことだろうというふうに捉えることから、まず難しいというふうには判断しております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 民間住宅の促進、あるいは空き家の活用ということで質問させていただきました。これらのことについては、我々議会が視察をした先進地と言われる地域では、もう既に組みながら、その実績を上げている施策であります。どこでも取り組んでいないといったような新しい考え方ではなくて、やはり先進事例がある事業であります。具体的な議論がないことが、先進地と言われる地域と我が町との違いではないかなというふうに強く思っております。

また、住環境の整備全体での議論がないために、やはり公営住宅整備の戸数、あるいは民間

住宅の活用といった具体的な整備方法についても、明確なビジョンがつけられていないというふうに思います。幾ら優秀な課長であっても、一人で考えていては有効な手だては考えられないというふうに感じます。やはり地域の住環境整備といったプロジェクトチームをつくって再度議論していくとか、住民を巻き込んだ議論が即急に必要ではないかなというふうに思います。

そこでお聞きをしますが、住環境の整備といっても、やはり女性、若者、一般の方々、教員、医師、看護師の住宅といった広いニーズに対応すべき現状にある中、各種計画あるいは各課毎に住環境の整備を個別に検討するのではなく、地域の住環境整備として、全体計画として検討すべきではないかなというふうに感じますが、その点についてはどのように考えているのか伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

住宅需要につきましては、議員がおっしゃるとおり、様々なニーズがあり、それらに答えることが移住、定住者の確保につながり、人口ビジョン達成の大きな成果となるものというふうに考えるところです。

ただし、全てのニーズに答えることは、やっぱり財源確保や施設の維持管理の面などからも、まず慎重な判断が必要というふうに考えるところではございます。各分野が求める住宅整備の在り方には、異なる部分はあるとは思いますが、既存の施設の有効活用や公設民営、民設公営等の検討、また例えばですけれども、子育て世代と高齢者世代の連携した検討により、安心安全な住環境整備につながるなど、そういうそれぞれ抱える課題への対応というものも可能性があるというふうには考えるものです。

間もなく完成いたします現在の若者単身者用住宅につきましても、当初は女性職員のプロジェクトチームというようなところで、様々な方面から意見を得ながら、単身の男女対象という

ようなところへ考え方も変わったというところもございますけれども、効果的な整備につながるように、個別ではない全体的な検討という、そのスタイルについて、まず考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 私が議員になってから、今年で12年目です。その議員生活のほとんどは、細井前町政下での活動であったわけですが、その間町政に関する多くの議論をしてきたというふうに思っておりますが、時間が経過するとともに、多くの議論をする機会が少し少なくなってきたというふうに感じておりました。内記町長は選挙において、多くの町民との議論を町政運営の土台と掲げて現在に至っているということは、記憶に新しいことであるというふうに思います。

社会状況の目まぐるしい変化により、この西和賀にも新しい生活様式が求められております。個人的には、この社会状況に対応できる変化が地域の持続可能な発展につながっていくものだと強く思っております。地域が変わっていくためには、やはり多くの皆さんとの議論が一番重要ではないかなというふうに思っております。

ぜひ内記カラーを前面に押し出し、住民との議論、議会との議論、庁舎内での議論、具体的に、明確に行っていただきたいというふうに思いますし、まずそこから具現化をしていただきたいという期待を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順5番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 皆さんこんにちは。今回の一般質問最後となりました、高橋宏です。よろしくお願いいたします。

コロナ感染も3年目となり、なかなか感染者数の減少、終息が見えない状態、それに加え、ロシアによるウクライナ侵攻もいまだその停戦が見えておりません。我々の生活にもかなり大きな影響が出てきております。特にウクライナ国民の悲惨な状況を目にするたびに、一日も早い停戦を願うばかりであります。

それでは私、通告に従って一般質問を進めてまいりたいと思います。最初に、銀河ホールの活用についてであります。銀河ホールの活用については、現在行われている検討委員会の報告を受け、今後の町の方針が出されるものと理解しておりますけれども、昨年議員のほうにも配付された西和賀町過疎地域持続的発展計画、この計画は、上位計画である第2次西和賀町総合計画と強く整合性が図られた内容であるということで、計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年となっております。

この中で、施設ごとの管理に関する方針という項目がありまして、文化系施設の中に銀河ホールの記載もあります。ここの一文を読み上げますと、今後は銀河ホールの利用促進を図るとともに、老朽化した施設等の計画的な改善を進めますという方針が示されております。

しかし、銀河ホールの照明施設の修繕に1億2,000万との多額の見積りが我々議員にも示されております。この費用は、他の施設の改修費と比べてもかなり高額であります。今回この後に質問する堆肥センター等も、財政の厳しさから修繕が進まないような状況であります。よって、検討段階においても多方面からの視点を持って検討されるべきだと思います。費用はかかるけれども、銀河ホールはやはり存続させていくべきという理解を町民に広く理解していただくためにも、様々な観点からの検討が必要である

うということでの質問をさせていただきます。

まず最初に、銀河ホールは演劇専用ホールというふうになっております。他のホールと比べてどのような特徴を持った施設であるのか、基本的部分からお聞きしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

銀河ホールの特徴等につきまして、担当課長から答弁いたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 皆さんおはようございます。銀河ホールの特徴についてお答えしたいと思います。

議員の皆様の方には参考資料ということで、一般的な舞台の主な形式等の資料を配付させていただきましたので、御覧いただければと思います。ちょっとなかなか言葉だけでは伝えるのが難しいのかなということで、資料を用意させていただきました。

まず、銀河ホールの舞台の形式についてですが、ステージの様子を客席から対面で鑑賞するプロセニウム形式というもので、ほかの公立文化会館でも見られる一般的な形です。舞台照明や舞台機構を客席から見えなくすることができるため、大規模な舞台転換も可能にすることができることから、演劇などの上映には向いている形式という形になっております。

舞台芸術は、音楽や演劇、ダンス、落語、講演会などのジャンルに分かれておりまして、さらにクラシックやポップスといったように、それぞれ細分化されるほど多様であります。一般的には、全てのジャンルの公演にも対応できるように舞台照明や舞台機構が整備されております。その上で、例えば音楽に合わせて音にこだわった構造ですとか、機材、設備を充実させているといったような場合がございます。

銀河ホールは演劇ということで、客席には桟敷席を配し、施設の規模もかつての芝居小屋をイメージした造りになっているところが顕著な特徴であると思います。また、実際これまでた

くさんの演劇を上演してまいりましたけれども、舞台と客席の距離感もちょうどよく、当然に客席のどこからでも舞台を鑑賞しやすいという点と、最後列のお客様の表情も役者から見えるという点など、出演者、お客様、両方からご好評をいただいているというところになっております。

議長 高橋宏君。

8番 以前、私PTAの役員しているときに、銀河ホールであんべ光俊さんのコンサートを行いました。そのときに、前日にリハーサルしたのですが、このホールは演劇専用ホールということなのか、音の抜け方が違うというような話をされまして、だからちょっと調整に時間がかかったというような話も聞きました。そういう点とか、ステージ上の床は歩いたときとかにわざと響くようになっているとか聞いたのですが、そういう点も演劇専用ということで整備されているという認識でいいのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 演劇専用と音楽については、やはり整備の当初から、地域演劇祭のきっかけもあり、演劇のほうに特化した形で設計等を進められておりますので、音のほうに関しては、やっぱりほかの会館ですと横に壁があるのですが、演劇のほうに特化しているということで、ギャラリーとか技術面も一緒になったような形になっているということで、音楽系のそういったコンサートのものについては、少し弱いという形になっております。

舞台のほうも、ほかの会館ですと床面が白かったりするのですが、その辺もこだわりというか、それにすることによって、光の部分もうまくできるというようなこともあって、そのときの川村さんのこだわりというか、そういった形が取り入れられたというふうに聞いております。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど申しあげました改修予定されてい

る照明、この照明も多分演劇専用ホール独自の  
ものであるのではないかなというふうに想像す  
るのですけれども、銀河ホールにおける照明、  
また演劇における照明の重要性というか、そ  
れはどのように捉えたらいいのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 舞台における照明につきましては、  
単純に明かりというものではなくて、アート照  
明という形になっておりますので、照明によっ  
て舞台のほうを草原にしたりですとか、宇宙空  
間のような造りですとか、家の中にいるといっ  
たような、そういった舞台の雰囲気をつくり出  
す、多様な場面を創出することができる能力を  
持っております。そういった微細な光の出力調  
整によって舞台をつくり出す一つの演出効果と  
いうものもありますし、機材といったような形  
と捉えております。

議長 高橋宏君。

8番 今説明されましたような使い方といいま  
すか、銀河ホールにおいて、そういう使い方を  
されるのは、銀河ホールの中で年間どの程度使  
われているのか、全体の中で何割程度というか、  
どういう使われ方をされているのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 舞台照明ですけれども、舞台は演  
劇に限らず式典や講演会など、舞台を使用す  
際は、どのような催事においても同じものを  
使用することになっております。しかし、催しの  
方法によっては、使用する照明の数は様々で  
ありますので、一概に演劇だから多く使ってい  
るか、講演会だから少ないとは限りません。演  
劇用ということではなくて、同じものを使用し、  
演劇にも講演会等のそういったものにも、使い  
分けているという形になります。

舞台の利用状況ですけれども、近年はコロナ  
の影響で施設の利用状況そのものが減少したこ  
ともありますので、全く感染症の影響がなかつ  
た平成30年度で見ますと、この年度は1年のう  
ち145回舞台のほうを使用いただいております。

また、令和3年度は後半からそういった行事等  
の開催の復調が見られましたので、後半を中心  
に26回、今年度は5月までの2か月間で、既に  
11回使用いただいております。

議長 高橋宏君。

8番 なかなか何%ぐらいというのは難しいと  
いうことなのかもしれませんが、私も舞  
台は見に行ったことがあります。ですけれども、  
回数としてはやはり一般的な大会とか、消防の  
ときとか、一般的式典のときの参加のほうが多  
いのですけれども、演劇以外のときには、先ほ  
ど言いましたというか、今あるそういう特殊な  
照明でなくても、まず対応できるというふうに  
理解していいのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今備わっている照明で、舞台専用  
ということではなくて、同じものを使用して使  
い分けるといったような形になっております。

議長 高橋宏君。

8番 それでは、照明を演劇用、今言われた特  
殊なものでなく、一般的な多目的ホールで使わ  
れているような、いわゆる人が入ったらこうい  
うふうにつく、あとはいないときには消してい  
るというようなものに、もし全て変えた場合の  
改修費用とか維持費というのの費用はどの程度  
になるというふうな検討はされておりますか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 舞台照明については、光の量の微  
細な出力調整により、舞台の雰囲気づくりや多  
様な場面を演出するなどの機能を有するもので  
すので、照明器具そのものをそうした演出性能  
を持たないもの、別なものに変更するという検  
討は行っておりません。

議長 高橋宏君。

8番 演劇をするという前提ということなので、  
変えないということなのかもしれないのですけ  
れども、ではもし銀河ホールで演劇はまず行え  
ませんと。その代わりといいますか、北上さく  
らホールへ無料のバスを貝沢から出して、町民



にはそっちのさくらホールで演劇を見てくださ  
いという回数を提供するというような検討はさ  
れましたか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 さくらホールのほうに演劇鑑賞を  
送迎バスで送るとい部分ですけれども、さく  
らホールとの連携事業ということで、これまで  
2度にわたって鑑賞会を実施しております。令  
和元年7月9日には、松竹大歌舞伎、「松本白  
鳳、松本幸四郎襲名披露公演」に17名のご参加  
をいただきましたし、また令和3年の11月12日  
には、劇団前進座、歌舞伎「牛若丸」の公演に  
20名の参加をいただいております。

銀河ホールで演劇を行わないということでは  
なくて、銀河ホールの施設の規模ですとか、予  
算的に町では招聘が難しい公演について、その  
鑑賞機会を提供することを目的として実施して  
いるものです。今後は、可能であればさくらホ  
ールのみならず、現在建て替えに向けて準備を  
進めている横手市民会館との連携なども視野に  
入れながら、相互の連携を図ってまいりたいと  
考えております。

議長 高橋宏君。

8番 私最初に申し上げたように、町の方針も  
理解しますし、この照明施設を全部やめたらい  
いのではないかという、そういう思いというか、  
そういうことで質問しているではありません。  
この町の財政状況を考えたときに、1億2,000万  
という費用はやはり大きいですし、それを我々  
議員としても町民に理解していただきたいです  
し、町民も理解する上で様々検討しました。い  
ろいろな方面から検討したのだけれども、やっ  
ぱり銀河ホールは残すべきだし、そのためには  
この照明が必要だという説明をしなければいけ  
ない過程の上で、こんな検討もしましたよとい  
うことがないと、なかなか難しいのではないかと。

検討段階、時間というか、これから何回開か  
れるか分からないのですけれども、ですから仮

になくなった場合はどう、でもやっぱり今ある  
ホールを使用したのは、それは町民にとっても、  
町にとってもいいことだというようなことを示  
していかなければならないと思うので、そのよ  
うな照明を直す前提で全て進めるのではなくて、  
なくなったらこれだけ大変なのだというような、  
町民に分かるような材料を検討材料としていく  
べきと思うのですけれども、その点はどうでし  
ょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 銀河ホールが仮に運用できなくな  
った場合ということですが、銀河ホール  
がなくなった場合ですが、さくらホールとか、  
近隣の会館のほうにそういった鑑賞の機会を設  
けて送迎することはやっていくということを取  
り組むことはできるのではないかなと思ってお  
りますけれども、銀河ホールがなくなったとい  
うか、そうした場ですが、町民の皆さんのい  
ろいろ演劇ですとか、コーラスとか、民俗文化  
系の文化財の踊り、鬼剣舞ですとか、田植踊り  
ですとか、そういった住民の皆さんの発表する  
機会がなかなか大変になってくるのではないかな  
と思っております。

少し前までは、体育館にステージを組んで、  
照明を持ち込んで、椅子を並べてといったよう  
な、そういったことでも対応してきたところ  
はありますけれども、ホールがもしなくなると  
すれば、そういった手間ですとか、椅子を借  
りてくる予算ですとか、そういった部分の費用  
もかかってくると思いますし、そういうのが主  
催者の方の負担になるという場合も考えられま  
す。そうすると、やはりなかなかそういった機  
会も減少してくるのではないかなと思ひますし、  
発表の機会がなくなるというのであれば、鬼剣  
舞ですとか、そういった民俗文化財系の文化の  
継承もなかなか難しくなってくるのではないの  
かなというふうに考えております。

議長 教育長。

教育長 こんにちは。教育長の柿崎です。今日銀

河ホールで、今まさに小学生が集まりまして、寄席をしているところで、笑点でおなじみの宮治さんが来て、子供たちが今それを聴取しているところです。ぜひ人と人との触れ合いができればいいなというふうに思っているところです。

先ほどから議員さんおっしゃっていること、よく理解しているつもりでいました。まず、今課長のほうからお話がありましたけれども、そういう話題をもう少し町民の皆さんと一緒に話す機会、今後絶対つくっていかねばいけないと思いますし、早急に対応していかねばいけないことだと思っておりましたので、いろんな条件を含めまして、これから皆さんと相談して、早く結論を出しながらやっていきたいなというふうに思っております。ちょっと舌足らずになってしまいますけれども、気持ちとしては、そういう気持ちで現在いるところです。よろしく願います。

議長 高橋宏君。

8番 私は、演劇を演じるほうでなくて鑑賞するほうですので、なかなか演じる側の方々の意見というか、考え方はちょっと理解不足の点があるとは思いますが、何度も申し上げますけれども、やっぱり全員の理解は得られなくても、広く町民に文化ホール、文化の拠点としてこの銀河ホールがあるべきだというような理解をしていただくためにも、多方面の検討を続けて結論を出していただきたいと思っております。

次にですけれども、文化芸術に経済効果というのを求めるのはそぐわないという意見があるとは思いますが、しかしながら、幾らすばらしい事業でも、その経済効果は無視してもいいのだということではないと思っております。その点で質問させていただきますけれども、ギンガクなど、自主事業を今まで行ってきたと思っておりますけれども、そのような自主事業を通しての関係人口、移住者は何人程度で、経済効果をどれくらいと捉えているのでしょうか、お願いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 銀河ホール学生演劇合宿事業ですけれども、平成23年度より継続的に実施されてきた全国の若者、学生を対象とした合宿誘致事業で、ギンガク実行委員会が実施主体となり、観光資源である温泉旅館と文化創造館を活用し、演劇や美術の作品制作合宿の機会提供を行ってまいりました。これまで20代の若者を中心に、年間300から400泊町内旅館に滞在し、またこの事業を通じて西和賀町に関心を寄せていただき、地域おこし協力隊として6名の方が着任しておりますし、そのうち4名の方が町内に移住しております。芸術文化事業の専門人材の育成などにも寄与しているものと考えております。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響から、かつての規模で参集できない状況が続いておりますけれども、オンラインなどを活用しながら活動を続けていただいております。コロナ前直近の実績として、令和元年度は4つの事業を展開しておりまして、延べ参加者数が65名、延べの宿泊数が456泊となっております。また、当町を訪れた参加者がそれぞれSNS等で西和賀町を発信いただける機会にもなっておりますので、そういった広告、PRの効果も発揮されていると感じております。

議長 高橋宏君。

8番 数字で捉えるのは難しいのでしょうか。どれくらいというような、コロナで人数が減ったというのは理解できます、当然。ですから、コロナ前のということでももちろん構わないと思うのですが、年間どのぐらいの方が来ている、あと移住、定住によって交付金とかのことにも関わってくると思っておりますので、そういう経済効果という部分を具体的な数字ということで出すような検討というか、そういう数字としては捉えていないのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 これまで温泉プールの際にもちょっとお話ししておりましたけれども、観光客の

そういった消費額、観光消費額というものを基にして同じような形で計算させていただくと、年間300万ぐらいの経済効果があるのではないかと見込んでおります。それが今年度まで10年くらい続いているということになります。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど言ったように、コロナでなかなか事業は大変な時期だと思います。年間300万という事業が大きいのか小さいのか、修繕費に比べてという単純な比べ方にはならないとは思いますが、今ちょっとオンラインというような話もありました。やはりこのコロナで大きく変わった部分で、オンラインというようなことも可能ではないのかなと私は思います。ちょうどあまり大きなホールではないので、逆に小さいホールということでの可能性もあるのかなと思いますし、私からも提言というか、私なりに考えた場合なのですけれども、昨日先輩議員からも中学校の部活動指導員の話がありました。これは、教員の働き方改革という部分もあってのこういう部活動指導員の変更だと思われまます。であるとすれば、運動部だけの指導でなくて、文化部への指導というふうなことも将来国から出されてくるのではないかと考えております。

そんな中で、銀河ホールが文化部の指導をこれからできないのかなと。現中学校では運動部が中心で、文化部はないというふうに私は理解していますけれども、西和賀高校には総合文化部というのがありまして、吹奏楽、あとは絵画というのが、美術部が中心ですけれども、これに例えば演劇に興味のある方を銀河ホールで夕方なり、土日に指導するというようなことができれば、町民にとっても、自分が見に行かないにしても、子供たちが銀河ホールを利用していろいろ活動していると、手伝ってくれていると。西和賀町にとって、やっぱり銀河ホールを中心とした、文化の中心地を発信していこうというふうな町民へのアピールになっていくのではない

いかなと思うのですけれども、そのような検討はしてありませんか。

議長 教育長。

教育長 部活動に関わってですので、ちょっと私のほうから少しお話しさせていただきます。

昨日は運動部についてのお話をしましたが、今年の秋頃には文化部の指導についても文科省のほうから発信される予定になっております。でも、先ほどの運動部に関わってもですが、今までは特定の種目だけに限られる指導であったと。それによって、勝利至上主義等となる傾向もあったので、今後は多様なスポーツに関わる環境もつくっていかねばいけないという方針の内容でした。恐らく今後も、文化部に関わっても同様な方針が打ち出されるかもしれないというふうに思っております。その際に、銀河ホール活用しながら、土曜、日曜の在り方について、今案として出していただいたようなことも今後検討の課題の中には入っていくように思います。

まずいずれ、学校事情もあります。例えば西和賀高校であれば現在1クラス40名という、1学年40名という人数ですので、それに合わせた部活動が現在行われている状況ですので、そこ辺りがうまく機能するような形でなければ、一方的にこちらの側から提示してやるわけにいきませんので、これから出る文書等を見まして、いろいろ検討させていただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 最初に申し上げましたように、多方面からの検討をしてほしいということでの提言です。現在演劇部がないのに無理やりつくれというのも確かに無理な話ですし、希望がない子供たちに無理やり入れということではありませんけれども、西和賀高校も町外、県外募集をしているという中で、演劇ができる学校というのも、もし実現できれば、かなり特色のある学校ということで、町内外にアピールできるのではない

など。いろんな可能性とか、そういうものを町民に示していかないと、繰り返しになりますけれども、多額の費用をかけて残すからには、こんな利用法もあるというふうな形にさせていただかないと、なかなか町民の理解は得られないのかなというふうに思っていますので、多方面の検討をしていただきたいということで、銀河ホールについての質問は終わらせていただきます。

次に、堆肥センターについてです。堆肥センターについては、これまでも何度となく議会で議論されてきました。その都度町の方針としては、2か所ある堆肥センターを維持するのは財政的に難しいと、将来は1か所にまとめたいとの答弁をいただいております。もし1か所にした場合、その影響について伺っていきたいと思います。

最初にですけれども、この前議会の政策研究会でも話題に上がったのですけれども、今年の春、一番堆肥が必要な時期に十分に堆肥の供給ができなかったということがあったと思うのですけれども、その原因についてどのように捉えておりますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えいたします。

湯田地区の堆肥センターにおける攪拌機がフル稼働できなかったことが原因ということでございます。その内容なのですけれども、攪拌用のモーター、それから制御盤の2か所の故障によるものということでございます。特に制御盤につきまして、半導体を使うものなのですけれども、世界的な半導体不足の影響によって、その調達には、部品の調達なのですけれども、時間がかかるために、調達可能な時期を見込むことがなかなかできなくて、令和4年度当初予算で必要額を計上することができなかったということでございます。大変遅くなり、皆様にご迷惑をおかけする結果となってしまったわけなのですけれども、ほぼ手を尽くして制御盤調達の見込みが立ったことから、6月補正予算にお

いて予算の措置をお願いするということとしております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 堆肥センターにおいては、農家にとって処理するという部分と、今質問した堆肥の販売という両面から考えていかなければいけないと思うのですけれども、リンドウとかワラビの植付けの際は大量の堆肥を使います。また、農業振興課で進めている野菜マルシェに出荷している農家にとっても完熟堆肥、つまり軽い堆肥、または袋詰め堆肥のほうが、高齢者などにはニーズが非常に高いと思っております。

それに加えてなのですけれども、皆さんニュースでもご存じのとおり、野菜、稲、草地の肥料が非常に高騰しております。JA花巻グリーンセンター西和賀のほうに問い合わせたのですけれども、6月から料金改定がされて、今言った肥料、様々種類があって、様々値段は違うのですけれども、1.5倍から2倍近く跳ね上がっていると。例えば1袋20キロの肥料が、3,000円ぐらいだったものが4,500円から5,500円に上がっていると。今のところ、11月にももう一度料金改定が予定されていると。11月のことは見通せないのですけれども、今の状況からいくとまた上がるかもしれない。原因としては、肥料の3大要素であります窒素、リン酸、カリの原産国であるロシア、ウクライナ地域が紛争状態であると。あとは、原油高ということで輸送費が高騰している。あとは、異常気象のため他の産地でも生産量が減っている。そして、この少ない肥料を中国などが大量に買い付け、輸入しているということで、肥料の高騰が続いております。

そこで、今見直されているのが堆肥だと思います。高騰した肥料の量を抑えるために肥料を施肥することによって、高騰している肥料を使わないということができると思うのですけれども、今後とも堆肥センターで堆肥の販売、生産

というのは行っていく予定なのか、伺いたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

ちょっと現状のお話をしたいと思いますけれども、攪拌機については現在最低限の修繕を施した上で稼働させて、リンドウとワラビの植付けに必要な部分の堆肥生産は行えているという状況でございます。

ご指摘のとおり、肥料の値段が上がっているということで、堆肥の注目度が上がっているということなのですけれども、その点も踏まえた上で攪拌機の修繕を行って、従来どおり堆肥の生産を行って、農家のほうに必要量を供給していきたいという考え方で進めているということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 生産について、今後ともやっていただきたいと思うのですけれども、機械の整備等々あると思います。

また後でそのことも聞くのですけれども、堆肥の処理のほうでは、湯田堆肥センターの利用は沢内の堆肥センターの10分の1であるというふうに、以前議会で答弁されております。将来1か所にすると考えた場合、当然処理のニーズが高い沢内のほうの堆肥センターを残すことになると思うのですけれども、現在湯田の堆肥センターを処理のほうで利用している方々への対策は、どのように行おうというふうなお考えでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

まず、基本的な事項ということでございますけれども、平成11年でございますけれども、家畜排せつ物の処理、それから保管の適正化と利用の促進を図ることを目的として、家畜排せつ物法が制定されたということでございます。これによって、農家に対してはということになり

ますけれども、家畜排せつ物の野積み、素掘りによる処理、いわゆる穴を掘って埋めるといった処理等は禁止をされているということでございます。

そして、現在の利用者ということでお伝えしたいと思いますけれども、湯田地区の堆肥センターについては、家畜排せつ物の搬入農家が4戸、そして動植物性残渣の搬入事業者が3団体ということになっています。

ちょっと余談ということになりますけれども、沢内地区の堆肥センターにつきましては、家畜排せつ物の搬入農家が9戸ということになってございます。湯田地区、それから沢内地区の堆肥センターも施設設備が老朽化をしているといったことに加えて、利用者が建設当時から減少しているということでございます。運営経費も増加していることから、堆肥センターの在り方、あるいは利用者への対策といったものを今後考えていく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今担当課からは、畜産農家の利用戸数、4戸と9戸というような話あったのですけれども、先ほど言いましたように、利用量が10分の1だと。これ現実にセンターの利用を見ていただければ分かると思うのですけれども、貝沢地区の堆肥センターは酪農家が多く利用して、朝晩ダンプにつけて堆肥を処理していると。

一方湯田地区は、酪農家が少ないということもあって、何日か、何か月かまとめて利用するというので、利用頻度が貝沢のほうが高いというのは当然、農家の形態からしてはそうなると思うのですけれども、一方湯田の堆肥センターは産業廃棄物施設となっております。今言ったように、貝沢地区の利用頻度を考えると、そちらをなくすことはちょっと考えられないと思うのですけれども、もし1つにした場合、湯田の産業廃棄物という今ある施設、資格

等、許可等いろいろ要ると思うのですけれども、産業廃棄物施設として貝沢のほうに整備して持っていくというような計画になっていくのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

一般的な話なのですけれども、産業廃棄物の扱いあるいは処理の方法というものは、産業廃棄物処理法に細かく規定されているといったことでございます。

今後堆肥センターの在り方、あるいは利用者への対策、それから産業廃棄物の持込み等の状況といったものを総合的に考える中で、検討していく事項であるというふうに認識しております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 堆肥センターというのは、畜産農家にとって必要なもの、法律で規制されている部分という説明あったのですけれども、産業廃棄物となると、またいろんなほかの業種の方々の利用もあると思います。

西和賀町は、ちょっと近隣市町村とやはり距離的にといいますか、かなり遠い部分があって、もし産業廃棄物施設なくなった場合は、全て北上へとか、ほかの市町村に持っていくことになると思うのですけれども、町として産業廃棄物施設の捉え方といいますか、町として産業廃棄物施設は将来とも、どんな形になるかは分からないけれども、産業廃棄物施設は維持していくのだということなのか、それとも産業廃棄物に関しては畜産と別の部分なので、畜産農家の法律で規制されている部分と違うので、この施設については他の市町村の施設を利用するというような方向なのか、現時点でどのようなお考えなのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えします。

もちろん検討する段階で、これを最初から残

すですとか、なくすですとか、そういう結論ありきということではなくて、利用されている方々の現状というものを当然踏まえた上で、近隣の処理の状況というものも踏まえて、先ほど質問ありましたけれども、コスト計算も当然した上で判断していくものというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 湯田のほうの攪拌機が故障して、今年堆肥が供給できなかったという話が最初にあったのですけれども、一方処理に毎日使われている貝沢の堆肥センターの施設もかなり老朽化が目立っております。町として、処理の部分から考えると、酪農家が一番多いのが貝沢地区なので、貝沢の堆肥センターを存続させるための改修工程といいますか、これからの修繕の予定についてはどのようなお考えなのかを伺いたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

沢内地区の堆肥センターにつきましては、屋根あるいは壁の破損といったものがありまして、雨漏りによって製品製造に悪影響を受けているといった報告を株式会社山の幸王国から受けているといったことでございます。その他、いわゆる攪拌用の部材等もあるわけなのですけれども、そのような破損の状況といったものをきちんとこちらで全て精査をして、必要なものから計画的に順次修繕を行うように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 全体を通して検討するということが、いっとうなっていくのかなというのが、ちょっと私のほうでは一部見えない部分もあったのですけれども、社会情勢は理解していただいていると思います。堆肥のニーズの高まり、あとは畜産を進める上では絶対必要な施設であるという

ことは、処理の部分と、あとは生産される堆肥、販売する堆肥のニーズがあるという現状は理解されていると思います。

担当課長としては、今後検討していくということなのでしょうけれども、町として堆肥の処理と、あとは生産、販売という部分で、その大きな流れの中で、今後どのような方針であるか、町長のほうのお考えがあればお聞きしたいのですけれども。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

私も就任以来、問題意識を持って取りかかっておりますけれども、いろいろこれまでの経緯、そしてなかなか進まない、多分同じような議論もされてきた経緯があるようには伺っております。それがなかなか進んでいない原因等を今整理しながら、やっていかなければいけないなと思っております。特に株式会社山の幸の会社のありようも含めて問題だなという点もございまして、それと絡んでくる、非常にリンクしているところがあります。

そしてあと、基本的なところですが、やはり誰が一番責任を持ってやるべきなのかなというところも、申し訳ないですけれども、原点に立ち返って考えざるを得ない点もあるかなというのは、私職員時代に貝沢の増設等に関わらせていただいた点もありまして、農家あるいは農業者団体、いろいろ議論ありました。そして、今のような状態になっております。その辺も少し、この際ですけれども、掘り下げて確認し、解決を図っていかなければいけないというふうに今考えております。

ただ、今少々時間かかっている点は、もどかしい点ありますけれども、そこをよく確認させていただきながら、やらせていただきたいと思っております。

議長 高橋宏君。

8番 町長、以前にも関わっていたということで、情勢はご存じとは思いますが。堆肥の処理と

というのは、どこの市町村でももうかる産業でもありません。ただし、やらなければいけないという両面性があると思います。

西和賀町は、やはりほかの施設を利用すると簡単に言えないような地域的条件もありますので、畜産振興という面、あとは農業振興という面、処理のほう、あとは製品の供給、両面で農業に大きく関わる部分で、必要な施設だと思いますので、ぜひ社会情勢の変化に合わせて、農家、農民が利用しやすいような施設となるようこれからも検討していただくことをお願いして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午後 零時03分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第2、報告第1号 令和3年度西和賀町水道事業会計予算継続費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました報告第1号 令和3年度西和賀町水道事業会計予算継続費繰越計算書について報告いたします。

令和3年度西和賀町水道事業会計予算継続費繰越計算書を御覧ください。令和3年度及び4年度の2か年で施工する施設台帳作成業務委託の令和3年度年割額2,800万円について、当該年度において支払い義務が発生しなかったことから、全額の2,800万円を令和4年度に通次繰越を行いましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものです。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事項ではありません。

以上で報告第1号 令和3年度西和賀町水道事業会計予算継続費繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第3、報告第2号 令和3年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました報告第2号 令和3年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

令和3年度西和賀町一般会計予算に関わる繰越明許費について、出納閉鎖により繰越額が確定し、令和4年度に繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越明許費における翌年度繰越額の合計額は、11事業、13億1,697万円から、令和3年度に支出済みとなった9億940万5,000円を差し引いた4億756万5,000円を令和4年度に繰り越したものであります。

なお、各事業別の繰越額については、繰越計算書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第2号 令和3年度西和賀町一般

会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例等の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行例等の改正に伴い、西和賀町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

例年行われておりますこの税制改正に伴う税条例の改正につきましては、県から示された条例改正の例、いわゆる旧準則に基づき行うものであります。

なお、改正部分には下線を引いておりますが、字句等の訂正のみを行ったもの、あるいは法律改正に伴い条文の整理を行ったものなど、今回の税制改正に関係なく、内容が大きく変わらない部分については割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、改正内容の説明に入る前に、今回の主な改正概要について説明いたします。1つ目として、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除であります。住宅ローン控除の延長、見直し、2つ目として景気回復のための土地に係る固定資産税の負担調整措置、3つ目と



して国民健康保険税の基礎課税限度額の引上げを行うものです。

西和賀町税条例等の一部を改正する条例の1ページを御覧ください。今回の改正は、第1条と第2条に分けて改正を行っております。まず、第1条関係から説明いたします。

7ページをお開きください。第138条、国民健康保険税の課税額になりますが、法律改正に併せて改正するもので、令和2年度の税制改正においても課税限度額が引き上げられたところがありますが、令和4年度においても国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に引き上げるものでございます。

8ページを御覧ください。第159条、国民健康保険税の減額では、国民健康保険税の負担能力が不足している被保険者を救済するため、先ほど説明したとおり、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に引き上げ、軽減措置の対象を拡大するものでございます。

次に、附則の改正について説明いたします。8ページ下段を御覧ください。第7条の3の2は、住宅ローン控除の延長、見直しを行うもので、控除の適用期限を4年延長し、令和7年12月31日までの入居者を対象とするものです。

次に、12ページをお開きください。第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例であります。景気回復のため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の現行の5%から2.5%とするものです。

次に、18ページをお開きください。附則第1条の施行期日は令和4年4月1日となっておりますが、第1条中西和賀町税条例第37条の3の

2の見出し及び同条第1項並びに第37条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第35条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定につきましては、令和5年1月1日、同じく第1条中西和賀町税条例第37条第4項及び第6項、第35条の9第1項及び第2項並びに第37条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第18条の2の3第4項並びに第18条の2の4第4項及び第6項の改正規定並びに第2条附則第2条第3項の改正規定に限るの改正規定並びに附則第3条第3項の規定については、令和6年1月1日、同じく第1条中西和賀町税条例第19条の3第1項の改正規定については、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日となっております。このほか、第2条から第5条にそれぞれ経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

早川久衛君。

9番 ページ数でいえば12ページ、固定資産が5%から2.5%になるということは、金額にすれば西和賀ではおよそ何%……

議長 早川さん、録音になっていないので、もう一回始めからお願いします。

9番 12ページの固定資産、5%から2.5%に軽減されるということですがけれども、金額にすれば西和賀でどの程度、正確な金額は分からないかもしれませんが、幾らぐらい減るのかをお願いします。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、お答えします。

答えから申し上げますと、上昇幅はないので、

ゼロ円となります。上昇幅が西和賀ではありませんので、金額としてはゼロ円。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 ちょっと意味が分かりません。5%が2.5%になってゼロ円ということはどういう意味か。

議長 税務課長。

税務課長 失礼しました。先ほど説明したことのちょっと繰り返しになりますが、固定資産税の負担調整措置ということで、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の現行の5%から2.5%とするというのが、まず今回の国の考え方でございます。

上昇幅といったときに、要するに西和賀の場合どこも地価が、商業地何地区何筆とあるのですが、その土地が上昇していないので、今回西和賀については5%から2.5%にするという国の考え方は、西和賀の町には該当しないということでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(西和賀町税条例等の一部を改正する条例)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第5、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西

和賀町一般会計補正予算(第9号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第9号)について)提案理由を申し上げます。

この専決処分は、例年年度末に確定する各種譲与税及び交付金の交付額の確定、基金充当事業に係る決算見込みの変更など、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,994万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億2,732万5,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、繰越明許費の補正については、7ページ、第2表、繰越明許費補正のとおり、2款総務費、地方交通路線対策事業及び3款民生費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業を追加し、2款総務費、若者単身者用住宅建設事業を変更するものです。

第3条、債務負担行為の補正については、8ページ、第3表、債務負担行為補正のとおり、令和3年度中小企業振興資金融資に伴う利子補給事業について、限度額を109万5,000円に変更するものです。

第4条、地方債の補正については、9ページ、第4表、地方債補正のとおり、若者単身者用住宅建設事業ほか2事業について、事業費確定に伴い借入れ限度額を変更するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。17ページをお開きください。2款1項5目財産管理費1億902万1,000円の増額は、特別交付税及びふるさと納税の額の確定に伴う基金への積立て及び各事務事業等の事業費が確定したことによる調整で、主なものは減債基金積立金1億円の増額、がんばる西和賀応援基金積立金461万円の増額、医療従事者養成対策基金積立金449万円の増額であります。6目企画費、ふるさと納税推奨事業137万1,000円の増額は、寄附金の増額に伴う返礼品費用等の経費になります。

18ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費221万5,000円の減額及び2項1目児童福祉総務費370万7,000円の減額は、それぞれ事業費の確定に伴うものです。

19ページを御覧ください。4款1項1目保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策費967万1,000円の減額は、事業費の確定に伴うものです。医師養成事業1,360万円の減額は、対象者がなかったことから減額するものです。2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業720万5,000円の減額は、集団接種及び個別接種の事業費確定に伴うものです。

20ページをお開きください。6款農林水産業費から8款土木費までは、国からの交付金、地方債及び各種基金等の財源調整に伴うものです。

8款2項3目道路除雪費の財源調整は、国から臨時道路除雪事業費3,000万円の補助金交付があったことによるものでございます。

21ページを御覧ください。10款3項2目教育振興費14万8,000円の増額は、全国中学校スキー大会派遣補助金になります。

12款1項2目地方債償還利子321万2,000円の減額は、償還利子の額確定に伴うものです。

次に、12ページからの歳入について説明いたします。2款地方譲与税から13ページの10款環境性能割交付金までの増減については、譲与税交付金の額の確定に伴うものです。

11款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,581万1,000円の増額は、固定資産税の課税標準の特例により減収となった分が特例交付されたものです。

12款1項地方交付税8,682万2,000円の増額は、特別交付税の交付額確定に伴うものです。

14ページをお開きください。16款1項2目衛生費国庫負担金、2項2目民生費国庫補助金、3目衛生費国庫補助金及び17款2項2目民生費県補助金、3目衛生費県補助金の減額は、それぞれ事業費の確定に伴うものです。

16款2項4目土木費国庫補助金3,000万円の増額は、今シーズン的大雪に伴い、臨時道路除雪事業費として臨時的に補助金が交付されたものです。

15ページを御覧ください。19款1項寄附金926万7,000円の増額は、寄附額の確定に伴うものです。

20款1項基金繰入金は、歳出における充当事業の事業費確定等に伴い、基金繰入額を調整したものです。

22款3項1目総務費貸付金元利収入34万7,000円の増額は、株式会社エステックの解散による特別清算事務終了に伴う貸付金の元金収入です。6目衛生費貸付金元利収入449万3,000円の増額は、医療従事者養成事業修学資金貸付金の償還に伴うものです。

16ページをお開きください。23款町債は、第4表地方債補正に合わせ、若者単身者用住宅建設事業費ほか2事業の財源調整を行ったものです。

次に、7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正です。3事業を令和4年度に繰り

越すものです。初めに、追加ですが、2款1項総務管理費、地方交通路線対策事業は、大雪による小型除雪機の需要の高まりから、必要とする機能を有する機械の流通がなく、年度内に事業完了が見込めないため繰り越すものです。

次に、3款1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は、給付金申請期限が令和4年9月30日とされており、事業実施期間を確保する必要があることから繰り越すものです。

最後に、変更ですが、2款1項総務管理費、若者単身者用住宅建設事業ですが、木材価格の高騰による設計変更等に不測の日数を費やし、年度内に事業完了が見込めないため繰り越すものです。

次に、8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正は、1事業の変更になります。令和3年度中小企業振興資金融資に伴う利子補給事業ですが、限度額を103万4,000円から109万5,000円に変更するものです。

9ページを御覧ください。第4表、地方債補正です。地方債の補正は、若者単身者用住宅建設事業ほか2事業について、事業費確定に伴い借入れ限度額を変更するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西和賀町一般会計補正

予算(第9号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について)提案理由を申し上げます。

この専決処分は、年度末における県の保険給付費等交付金の確定に伴い歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求められます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,681万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,970万4,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものです。

それでは、補正予算の内容について歳入から説明いたします。6ページをお開きください。

3款1項1目保険給付費等交付金4,681万8,000円の減額は、普通交付金の確定によるものです。

次に、歳出について説明いたします。7ペー

ジを御覧ください。歳入の普通交付金の確定に伴い、2款1項療養諸費4,470万円、2項高額療養費211万8,000円をそれぞれ減額し、予算の調整を行うものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第7、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について)提案理由を申し上げます。

この専決処分は、事業費の確定に伴い歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定

に基づき令和4年2月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ509万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億494万6,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、4ページ、第2表、地方債補正のとおり、沢内浄化センター機器の修繕事業について、事業費の確定に伴い借入れ限度額を500万円に変更するものです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。8ページを御覧ください。1款2項1目公共下水道施設管理費沢内分、10節需用費、修繕料については、沢内浄化センター機器修繕の額確定により500万円を減額するものです。2目合併処理浄化槽管理費については、県補助金の額確定に伴い下水道事業基金積立金を9万5,000円減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。7ページをお開きください。4款1項1目浄化槽事業費補助金、下水道事業債償還金県補助金9万5,000円の減額、9款1項1目下水道事業債、沢内浄化センター機器修繕事業500万円の減額は、事業費等の確定に伴いそれぞれ減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第8、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第6号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第6号)について)提案理由を申し上げます。

この専決処分は、令和3年度における消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴い、収益的支出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和4年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条では、令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第6号)は次に定めるところによらし、第2条、収益的支出予算の予算予定額の補正については、病院事業費用のうち、医業外費用を151万7,000円増額し、医業外費用の合計を373万円とし、病院事業費用の合計を10億1,031万8,000円とするものです。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。2ページをお開きください。1款2項2目消費税及び地方消費税151万7,000円の増額は、令和3年度における消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴い、増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第6号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第1号 西和賀町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

現在湯本地内で建設中の若者定住促進住宅が本年8月の工期となっており、工事完成後の供用開始に向け事務を進めるため、関係する条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容につきましては、本文の改正箇所はなく、新たに供用開始することとなる湯本団地の名称、位置及び戸数並びに月額家賃を別表に追加するものです。名称は、若者定住促進住宅湯本団地、位置は西和賀町湯本30地割62番地1、戸数は6戸、月額家賃は3万5,000円となります。

この条例の施行日は、附則に定めるとおりですが、工事完成後に引渡しを受け、入居者の募集と選考を行い、10月から入居予定として事務を進めることとしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうから改正により新たに追加となる若者定住促進住宅の湯本団地について説明いたします。

当該住宅は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業で、地域産業の担い手となる若者の受皿として整備を進めているものです。除雪や寒さ対策に配慮した設計となっており、雪国の暮らしをサポートしながら、住んでよかったと感じる環境づくりを通じて、若者の定住を支援しようとするものです。

建築概要は、木造準耐火構造の地上1階建て、戸数6戸の集合住宅ですが、6通りの個性ある居室として各住居はキッチン、浴室、トイレなどの設備を完備して、各住戸25平方メートル以上を確保する仕様となっております。また、温泉熱を活用した融雪池を設置するなど、地域資源の活用や雪対策も講じた住宅であります。

月額家賃は、既存の湯田団地の算定を基準として、特殊設備の維持経費等を加算した3万5,000円と設定することにより、低所得若年層の移住、定住の促進を図ろうとするものです。

今後のスケジュールですが、工事の工期を令和4年8月19日としており、工事完成後に内覧会、入居者募集、選考を順次行い、10月入居開

始を目指して進めることとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
淀川豊君。

10番 午前中も一般質問等で公営住宅については議論させていただきましたが、ちょっと確認のために質問させていただきますが、湯本団地の若者定住促進住宅の建設をする時期の工事費の予算について議会に説明をいただいたときに、今回の住宅はデザインあるいは機能も今までの若者住宅とは違って、少し建設コストが高い形での予算でありました。その当時同僚議員が、高い予算、コストについてはどう考えるのかということで、多分全員協議会であったか、政策研究会であったかと思いますが、質問した折に当時の副町長が、それは入居者の皆さんにそれ相応の負担をしていただくことで、コスト高の部分についてはペイできるのだということで説明をいただいた経緯があったというふうに私は記憶をしております。

そういった中で、我々も建設計画については承認をしたわけですが、今回これから、10月からの本格運用ということだというふうに思いますが、条例における月額の家賃が3万5,000円ということで、その根拠も説明をいただきましたが、その当時説明いただいたのは、月5万円か6万円ぐらいの家賃設定で考えれば、おおむねの年数で高コストの分は、掛かり増しの部分についてはペイできるということの説明でありましたが、今回の条例の提案を見ますと、その考え方についてはまるっきりというか、180度考え方が変わったということなのか、その点についてちょっとご答弁いただければというふうに思います。

議長 副町長。

副町長 家賃の部分の考え方ということでお答え

したいなというふうに思います。

私としては、私としてというか、現在建設中の住宅については、先ほど来話があるように、若者が入居する住宅であるという認識で捉えてございます。全体の建設費は、今までの若者住宅よりも高くなっているということについては、認識をしているというところであります。

しかしながら、補助金も受けているというところもあるかというふうに思っております。そうしたことを踏まえまして、若者住宅の家賃の設定について進めたところもあります。第1に、若者で収入が少ないことをまず前提としているということと、それから平成21年度建設した2棟8戸、それから平成26年度に建設した1棟4戸の建物、こちらのほうを参考に提案させていただいたということになります。

平成21年度は補助金がなくて、一般財源と起債を活用して建設したところでございます。それから、平成26年度も補助金がなく、一般財源と起債を活用して建設をしてございます。これらを基に、現在建設中の建物につきましては、建設本体自体は今までよりも高くなっておりますが、補助金が4,850万9,000円導入されているということから、それらを除いた金額として8,844万2,100円を建築の基本として考えたところでございます。

これらを当時の消費税5%、8%、10%という部分もありますので、これらを除いて1戸当たりの建築費を計算して考えてみました。平成21年度は1,036万6,250円、5年後に建築されました平成26年度の分につきましては1,122万2,750円、85万6,500円この時点で1戸当たりアップしているなというふうに思っております。さらに8年後の現在建設中の部分につきましては、1戸当たり1,340万318円となり、平成26年度の建築より211万7,568円アップしてございます。

最初の平成21年度建設の若者住宅の家賃を計算した時点につきましては、公営住宅法の施行

例を参考にして計算し、提案したというような形になってございます。当時公営住宅法の適用外の住宅ということがありまして、家賃の算定につきましては、公営住宅法の施行例によらないけれども、家賃参考にはこれを使わせていただいたと。その時点で、2万8,000円で提案させていただいたという形になります。これについては、収入における若い人たちと、少ない人たちということで、その家賃と設定になった経緯があったというふうに認識しておりますし、平成26年度建設の若者住宅の算定に当たっては、この部分を踏まえまして、1戸当たりの建築費は増加しておったわけですが、若者の方が入るといふことと、住居面積が若干小さくなっているということも踏まえて同額として、平成26年度にお願いした経緯があります。同額の2万8,000円ということをお願いしたと。

今回の部分については、国庫補助を受け入れての建築となっておりますので、補助金分を除いた額を1戸当たりの部分で計算し、さらに物価上昇分と、あと急激な資材高騰分ということがありましたので、これらを考慮し、また住居面積等も考慮して、現在の同額の2万8,000円ということで、基本部分をお願いする形を取ったところでございます。

なお、今回の住宅につきましては、温泉を使用する等あったことから、特殊要因ということで加算額を算定させていただいて、3万5,000円としての家賃とさせていただいたというふうにお願ひしていったものでございます。

工事費総額ということでなく、建築費という形で捉えさせていただいたと。工事費ということになりますと、町が建てる場所、もしくは必要に応じては用地購入という部分も出てきますので、そういう部分についてはちょっと除かせていただいた中で、建築費で全体の、前回からの部分も含めて検討させていただいて、この提案にさせていただいたというところになります。

以上になります。



議長 淀川豊君。

10番 副町長の丁寧な説明は理解をしました。

建設当初の予算確保におけるときの考え方と今の考え方は、まず変えた。現状を見て、その当時の説明から、当局としての考え方は変えたということによろしいですか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

午前中にもお答えしました住宅政策、そして私の住宅の必要性についての考え方で、今回の若者住宅の整備も捉えさせていただきました。過去にお話しのようなことがあって、そういう検討もするのだというようなことは資料によって認識しておりましたけれども、そういうことではなくて、今回の方針でお願いしたいということでやらせていただきたいということで、お願いしているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 3回制限ですので、これで終わりとしたと思います。もちろん選挙によって首長が変わっているということがあるかというふうに思いますが、予算獲得時あるいは予算審査時における説明と、それが出来上がって、これから本格運用するときの現状の考え方が、もちろん変わることはあるだろうというふうに思います。変えるなということではなく、いいほうに変える、変えていくということは、現実あり得るのだろうというふうに思いますが、我々もやはり予算確保、事業開始前においては、この議場において予算を慎重審議しながら判断することです。そして、その判断については、我々も住民に対する説明責任が伴うということだと私は思っております。そのときに例えば5万、6万で高コストの分はペイできるのだというこの当局から説明を受けて、我々がそれを真に受けて予算を通してしまったということなのか分かりませんが、やはり今になって、いや、実は家賃は3万5,000円なのだよと。高くしろということではないですが、考え方がほぼ180度

変わったような、そのやり方をされると、なかなかやはり住民に対する説明責任を果たすのが難しいのではないかなというふうには個人的には思っております。

今回の案件以外にも、これまでもそういうことがあるということは、私は思っておりますし、その点についてやはり当局としてどのように考えているのか。また、今後こういうことがないような、お互いの議論をしながら事業を進めていくということなのか、その点について最後に町長からご答弁いただきたいと思っております。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

先ほどの説明で、若干はしょって説明不足のところもあったと思いますけれども、以前のそういう議論があって、説明させていただいて、コストペイというような議論もあったと思いますが、それは一つの考え方としてありますよというようなことで議論をしていたように私は確認をさせていただきました。

ただ、この若者住宅を建てて、地域振興、定住化促進という本質の部分を変えるということではなくて、そこを尊重し、先ほどありました時間軸の変化だったり、現状に合わせてたりということをとータルして考えさせていただいて提案したということで、これまでの議論をなしにしてということではなくて、尊重させていただいて、その上で私の判断としてさせていただいたということでご理解いただいて、進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長 刈田敏君。

1番 かなり単価の部分で今問題になっておりますけれども、確認したいと思っておりますけれども、課長が話された雪国に適した住宅ということがあります。その点を確認しておきたいと思っております。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

雪国に適した住宅という部分でいきますと、まず町の資源であります温泉熱を活用するというところで、屋根からの落雪等を融雪池のほうで解かすような仕組みとなっておりますし、あとは6部屋全館床暖房ということで、これも温泉熱を活用した形で、そういうことで暖房費の削減等にもつながるといような形のものとなっているものでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 暖房であれば温泉を使うということであれですけれども、池のお湯で解かすという、その実証というか、そこはきちっとした担保があるのか。話によれば、お湯が効く中の雪だけ解けて、あとはかまくら状態になってというようなお話もほかから聞こえてきたのですけれども、その実証と、これで大丈夫かという辺り、確認しておきます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、実証試験というところのものはないのですけれども、落雪によって、温泉でもないですけれども、水によって雪を解かすような仕組みのところを、状況を確認しているという部分もあります。そのようなことで、あとは温泉熱によって解けるという計算上のものもございまして、まずそういうふうな温度設定という部分もあるのですけれども、床暖から順番に温泉熱の温度がだんだんと下がってはくるのですけれども、雪を解かすような仕組み、池の温度の設定、温泉水の設定というものもあるので、そこら辺はしっかりと確認して、設計をしたという部分ではございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 入居に当たって入居者の募集要項とか、応募者の条件とか、そういうものがもし決まっていればお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

まず、募集要項等というのは、まだこれから具体的に作成することにはなると思っております。ただ、西和賀町の若者定住促進住宅条例に沿ってということになりますので、まずその流れからいって募集をして、審査をして、入居者選考をしてという形を取るの、条例に沿ったものにはなります。

ただ、今回の部屋の状況ということもありますので、どのような形で募集をして決めていくかというところは、まだ少し検討の余地がございますので、まず10月の入居というか、9月の募集に向けて、早急に固めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 そうしますと、今までの若者住宅と同じような形で進むだろうというふうなことだと思いますけれども、募集方法、お知らせ方法とか、そういうものというのはどのようにお考えですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 こちらにつきましても、まだはっきりと確実なことは考えておりませんが、ただ通常の流れでいきますと、広報を活用したりですとか、あとはチラシを配布するというような形ですとか、そういうようなところで住民の方々にもお知らせしていくのは考えているところでございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 例えばホームページとかにそういう募集要項とか載せたり、申請の要旨と注意書き等しっかり載せていただければ、応募する方も手取り早いのかなというふうに思うのですけれども、そういうようなことというのはお考えでないですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 すみません、ホームページに

も載せたいと思っておりますし、あと告知放送なども活用してというようなところで、本当に周知を図っていきたいというふうに思います。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 この住宅の特徴的な点ということで、熱交換システムを温泉を利用してやるということで、前の議会前の説明でも、この温泉、月に2株利用して、1年間で72万、その半分を冬だけ利用ということで36万というふうな考え方だと思うのですが、この分ほかの住宅の方々は暖房費ということで、電気料なり灯油代がアップすると。ここに入っている方々は、お湯交換システム、温泉を利用したこのシステムによって、それを支払わなくていいという考え方からすると、冬の間、いわゆる半年間だけ、月の家賃を1,000円ずつアップするというような検討はなされなかったのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、温泉株2株を利用するという事は、今議員がおっしゃったとおりの内容ですけれども、その使用料というよりも、今回温泉熱を活用する設備を通常の住宅の建築に加えたという部分で、設備の維持費というような形で使用する温泉分の株分を負担していただくようなことを考えたものでございます。使用料というよりは、設備の維持管理費というところに使用する分を充てていただきたいというふうなことで考えたというものです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今申し上げたように、前にある住宅の方々の整合性の部分で、冬だけ例えば1,000円ずつ上げるというふうな、そういう検討はなされなかったと。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 そのようなことでもなく、設備を含めて家賃というものを算定させていただいたということでございます。

議長 早川久衛君。

9番 いろいろ料金なりなんなり、施設のことを今まで言われましたけれども、問題には何十戸という民間のアパート経営者の方がおるわけで、10月に6戸入れば、町内のアパートから6戸抜けるのではないかと思うのだけれども、その辺の心配は幾らかなされましたか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、今公営住宅含め、民間の住宅も含め、私の認識では大体部屋は埋まっているような状態にあるだろうというふうに考えているところでございます。

今回の提案といたしましては、若者住宅というところで、新たに町に入ってきて働くという方々が入る住宅というふうな位置づけだと思っておりますし、民間の住宅につきましては、やっぱりそういう年齢制限も特になく、幅広く応募があって、入居されているというふうに捉えておりますので、心配が全くないかと言われると、そこは何ともあれですけれども、まず必要な部屋数を今回確保して、入居になるということを目指しているものでございます。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 それはそれでいいのだけれども、やっぱり価格がちょっと、3万5,000円というのは、民間の状況から見れば、非常に行政のほうやっぱり、今利用されている町内のアパートを利用している人にも流れる率が高いので、そこを心配しているのは言っているわけですけれども、それでいろいろな施設なり、建設費から算定した3万5,000円ですから、それはそれとして妥当だということであれば、問題はそれよりもむしろ町内の同業者の空き部屋が非常に心配されるってことで、今質問したわけですけれども、どうなるか、これはやってみないと分からないわけですけれども、分かりました。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これですべてを終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これですべてを終わります。

これから表決に入ります。

議案第1号 西和賀町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第2号 西和賀町開発総合センター条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町開発総合センター条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町開発総合センターについては、旧耐震基準の建物であり、老朽化やコンクリート強度の不足から、耐震補強による長寿命化を図ることが困難なことから、庁舎機能を改修工事後の旧老人福祉センターに関し、開発総合センターは解体するという方針で、庁舎等改修事業を進めてきたところであります。

旧老人福祉センター改修工事が令和4年1月末で完成し、2月から庁舎として使用を始めていることから、開発総合センターの供用を廃止し、設置に関わる条例を廃止しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定く

ださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これですべてを終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町開発総合センター条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時12分 散 会